北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定に係る答申文写

㊨

令和３年１０月１１日

北海道労働局長
上田　国士　　殿

北海道地方最低賃金審議会
会長　亀野 淳

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和３年８月５日付け北労発基０８０５第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

北海道の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）、船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ　みがき又は塗油の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間９１７円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり